

2026年2月16日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
 会 社 名 GMOプロダクトプラットフォーム株式会社
 代表者名 代表取締役社長 荻田 剛大
 (コード番号: 3695 東証グロース)
 問合せ先 取締役 C F O 森 勇 憲
 (TEL: 03-5962-0037)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月17日開催予定の2025年12月期（第24期）定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、定款の内容を変更するものです。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 条文省略	第1章 総則 第1条～第5条 現行どおり
第6条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人	第6条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削除) 3 会計監査人
第2章 株式 第7条～第13条 条文省略	第2章 株式 第7条～第13条 現行どおり
第3章 株主総会 第14条～第19条 条文省略	第3章 株主総会 第14条～第19条 現行どおり

<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条(取締役の員数) 当社の取締役は、11 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条(取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 11 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、3 名以内とする。</u></p>
<p>第 21 条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. ～3. 現行どおり</p> <p><u>4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 補欠の監査等委員の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>6. 補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>
<p>第 22 条(取締役の任期) 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 22 条(取締役の任期) 現行どおり</p> <p><u>2. 前項の定めにかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 23 条～第 24 条 条文省略</p>	<p>第 23 条～第 24 条 現行どおり</p>
<p>第 25 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 25 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 26 条(取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた</u></p>	<p>第 26 条(取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

<u>ときはこの限りではない。</u>	
第 27 条 条文省略	第 27 条 現行どおり
第 28 条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>取締役および監査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。	第 28 条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>取締役</u> がこれに記名押印または電子署名する。
第 29 条 条文省略	第 29 条 現行どおり
第 30 条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第 30 条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
第 31 条 条文省略	第 31 条 現行どおり
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> 第 32 条(監査役の数) <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)
第 33 条(監査役の選任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項の規定を準用する。</u> 5. <u>前 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 6. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
第 34 条(監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除) (削除)
第 35 条(常勤の監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)

<p>第36条(監査役会の招集通知) <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第32条(監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第37条(監査役会の決議の方法) <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>第33条(監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第38条(監査役会の議事録) <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第34条(監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第39条(監査役会規程) <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>第35条(監査等委員会規程) <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>第40条(監査役の報酬等) <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>第41条(監査役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除) (削除)
<p>第6章 会計監査人 第42条(会計監査人の選任) 条文省略</p>	<p>第6章 会計監査人 第36条(会計監査人の選任) 現行どおり</p>
<p>第43条(会計監査人の任期) 条文省略</p>	<p>第37条(会計監査人の任期) 現行どおり</p>
<p>第44条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第38条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算 第45条(事業年度) 条文省略</p>	<p>第7章 計算 第39条(事業年度) 現行どおり</p>

第46条(剰余金の配当等の決定機関) 条文省略	第40条(剰余金の配当等の決定機関) 現行どおり
第47条(剰余金の配当の基準日) 条文省略	第41条(剰余金の配当の基準日) 現行どおり
第48条(配当金の除斥期間) 条文省略	第42条(配当金の除斥期間) 現行どおり
(新設) 第8章 附 則	第8章 附 則 <u>第1条(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、2025年12月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 2025年12月期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2026年3月17日
定款変更の効力発生日(予定)	2026年3月17日

以 上